令和５年４月

大木町農業委員会総会

議　事　録

令和５年４月作成

令和５年４月大木町農業委員会
総会議事録

１．**開催日時**　令和５年４月10日（月）午後1時30分から午後３時10分

２．**開催場所**　大木町役場　３階　大会議室

３．**総会構成人員現在総数**　18名

４．**出席委員**　（18名）

１番　荒巻　明子
２番　山口　茂徳
３番　田中　良房
５番　黒田　安利
６番　松本　久吉
７番　山縣　吉子
８番　平木　俊博
９番　北原　幸則
１０番　熊本　森行
１１番　松永　靜義
１２番　池口　活友
１３番　山城　都行
１４番　石橋　隆
１５番　牟田口　美智子
１６番　田中　稔男
１７番　真辺　恵子
１８番　井手　正宏
１９番　眞崎　萬次（会長）

５．**欠席委員**　（０名）

６．**農業委員会事務局職員**

事務局長　鶴岡　寛士
課長補佐　杉　克己
書　記　高田　翔太

７．**議事内容**

１．議事

１）農地法第 18 条第６項の規定による通知について
２）あっせん譲渡希望申込みについて
３）大木町農用地利用集積計画の決定について
４）農地法第１８条第１項の許可申請書について

８．会議の概要

議　長　　こんにちは。麦の生育は順調に進んでいると思います。
4月に入り、大幅な人事異動があっております。
4月1日付で昨年まで事務局にいた北原さんが異動となり、新たに杉さんと高田さんが着任されておりますので、ご挨拶をお願いします。北原さんについては、公務の為、欠席となっております。
（　自己紹介省略　）
それでは大木町農業委員会会議規則第6条の規定により、委員の過半数が出席していますので、本日の総会が成立したことを報告いたします。
ではただいまより、4月の農業委員会総会を開催いたします。
携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードに設定されますようにお願い申し上げます。
本日の議事録署名人を、15番委員牟田口委員、16番委員田中稔男委員にお願いいたします。
それでは議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。通知ではございますが、何か質疑がありましたらお願いいたします。

各委員　　（　意見なし　）

議　長　　意見もないようですので質疑を終わります。
議案第1号の通知を終わります。
次に議案第2号「あっせん譲渡希望申込みについて」を議題といたします。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
あっせんの譲受希望者は、あっせん譲受等候補者名簿に登録しなければならないので、この申込みが出ております。皆さんのご意見をお願いします。

各委員　　（　意見なし　）

議　長　　意見もないようですので質疑を終わります。採決いたします。
議案第2号を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め議案第２号を承認することに決定いたします。
次に、議案第３号「大木町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。
整理番号１を議題とします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
地元委員の熊本委員の意見をお願いします。

熊本委員　　田んぼの敷地としては、市町境付近です。ここは、買い手の方が３年ほど借りてイチゴを栽培されていました。今回規模拡大をしたいということで、前の持ち主がイチゴをしてあって、そのまま引き継いで借地されて、今回買いたいということでした。よろしくお願いします。

議　長　　地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。

各委員　　（　意見なし　）

議　長　　意見もないようですので質疑を終わります。採決いたします。
整理番号１を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め、整理番号１を承認することに決定いたします。
次に、整理番号２を議題とします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
地元委員の石橋委員の意見をお願いします。

石橋委員　　２月２０日に電話があり。３月２日に売主宅で奥様より話を聞きました。
農地を売りたく、人を探していましたとのことで、農地が売れましたと言われ、今の耕作者とは違う人が買われるということで、農地の売買価格は１反あたり６０万円で、お互い合意されてあり、あっせんの標準価格も満たしているため問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　長　　地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。

各委員　　（　意見なし　）

議　長　　意見もないようですので質疑を終わります。採決いたします。
整理番号２を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め、整理番号２を承認することに決定いたします。
次に整理番号３を議題とします。
事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
地元委員の石橋委員の意見をお願いします。

石橋委員　　２月１１日と１８日と自宅に来られ、売り手の奥様が田んぼを売りたいとの相談がありました。所有者は入院してあり、子供さんも二人いらっしゃいますが、嫁いであり、田んぼはいらないということでした。３月２日に売主宅にて今耕作している人が購入してくれるということで、１反当たり８０万円でお互い合意されてあり、あっせんの標準価格を満たしているため問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　長　　地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。

各委員　　（　意見なし　）

議　長　　意見もないようですので質疑を終わります。採決いたします。
整理番号３を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め、整理番号３を承認することに決定いたします。
次に議案第４号「農地法第 18 条第１項の許可申請について」を議題としますが、井手副会長が関係する案件がありますので、「農業委員会等に関する法律第３１条第１項、議事参与の制限」の規定により、当案件終了まで退席をお願いいたします。
ここで暫時休憩といたします。

（　退席の間暫時休憩　）

議　長　　会議を再開いたします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
担当委員の池口委員の意見をお願いします。

池口委員　　事務局の鶴岡さんより詳しい説明がありましたけれど、先月３月１３日に役場会議室におきまして、井手正宏さんと農業委員会事務局鶴岡さんの３名で今回の説明について事情説明を受け、委員の皆さんに配布している意見聴取結果に小作人である井手さんの意見をまとめております。
　また、３月２３日に申請人と奥さんおよび弁護士の方と農業委員会事務局の鶴岡さん５名で同様に申請についての事情聴取を意見聴取結果にまとめているところでございます。
　私、中立委員として聴取結果、先ほども鶴岡さんの方からも説明がありましたように、口頭によるお互いの意見については、それぞれそのまま記載しているところでございます。事務局からの資料などについては詳しい説明がありましたので、要点を絞ってご説明いたしますと、賃貸人については農地を全部返却してもらい、宅地として売却したいとの意向で、経済的な理由による正当な解約理由との主張をされております。
　また、小作人である井手さんについては、８月３日付の返答にある通り、耕作する意思があり、生計の一部ということで小作料の未払いや、未耕作はしていないため、今後も継続し耕作していきたいとの意向でございます。
　また、現在の農地の状況につきましてもきれいに管理されており雑草も繁茂しておりません。
　委員の皆様におかれましては、賃貸人の一方による小作権の解約許可申請という重要案件でございますので、大木町の今後の農業の影響などをふまえ慎重な審議をよろしくお願い致します。以上です。

議　長　　担当委員の意見はお聞きのとおりでございます。質疑に入ります。
　皆さんの意見をお願いします。

松永委員　　はい。

議　長　　はい。松永委員。

松永委員　　小作権の設定については、永久小作ということになっておりますから、私が当時役場に勤めていた時に土地改良事業をやりました。その時に小作というのがたくさんあったわけですが、その時は離作補償というのは当然つきものだということでそれはしてきております。今でも審議違反とかも見る限りあっていないようですので、永久小作として認めるべきではないかと思います。
慣習としては２分の１とか４分６分とかで、田んぼを分けたりしたところもありますけど、お金で清算されたところもありました。今でも、大莞地区で話がつかないで、残っている永小作もあったと思います。これについて、あくまでも私は合意解約の上での 18 条の 1 項の許可については行うべきだと思っております。
　もう一つ聞きたいのですが、表題部には土地等がついていますが甲区には所

有者、それから丙には永小作権とかの権利設定とかは、登記簿に入っていないのですか？
　ただ、町の耕作台帳の中に残存小作地と残っているものであるのか、登記簿の中に乙、丙とあったと思いますけど、その中にも小作権設定とかこの部分はどうなっているかわかりますか？

議　長　　事務局お願いいたします。

事務局　　資料の６ページ目をご覧いただきたいと思います。
　こちらが全部事項証明書となっておりますので、確かに甲乙丙、丙については記載されておりませんので、私が知っている限りではこちらの資料だけしか確認しておりませんので、丙欄について確認していないというのが一点目の答えになります。
　ただ、農地法の中に仮に登記されてなくても、農業委員会台帳に残存小作とついていた時は、第三者に対抗できると明記されておりますので、これに関しては、農業委員会台帳上で小作権、残存小作であるというのは証明されていると考えております。

松永委員　　賃貸人からすれば当然返してもらいたいというのが、本音だと思いますが、やはり、離作補償というのが昔からの永小作の分は、当然離作補償があって当たり前というのが、慣習でありますから、慣習も法律とあまり変わらないと思っておりますので、やはり仲介、話し合いをされた時には、当然離作補償が必要ですよということを言うべきではなかったかと私は思っております。
　あくまでも県が判断することということではなく、話し合いをされたときに離作補償は当然払うべきですよと、今までもこうして慣習として残っているのでということを話してもらいたかったです。

議　長　　この件について、お話がありましたらよろしくお願いします。

池口委員　　先ほど、申請人との事情説明の中でその他のところで一般的に大木町では賃貸人の申し入れの場合は５：５とかそういうふうになっていますとお話しましたけど、申請書に書いてあるとおり、離作補償は一切しないということでした。

議　長　　松永委員

松永委員　　そういうことならば、当然ずっと話がつかないということは、ずっと小作をしていっていいということではないですか。
　これを県に送るとか書いてありますが、ここで許可か不可かと皆さんに聞いても、どっちか結論を出せと言われても出せないのではないですか？

議　長　　事務局お願いします。

事務局　　まず、先ほど池口委員さんからも話があったとおり、申請人は離作補償については、したくないという意思が強かったということで、その確認と和解の仲

介の促しを池口さんとしましたが、それもしたくないということになっていますので、今回の申請となっているわけであります。もちろん、ここで決定というわけではありませんが、賃貸人の離作補償なしで全部返してもらいたいというのがいいのか悪いのかという判断は、一旦ここで出してもらって、県の方でそれをもって判断してもらうという流れは必要なのかなと思っています。

議　長　　松永委員お願いします。

松永委員　　ここで、その不許可ということで提出して、もし県が状況を見てこれは許可相当ですよとなったら、許可することもあるのですか？

議　長　　事務局お願いします。

事務局　　これは、県の判断というのはわかりません。町の方が全部反対だったからといって、県が追認していくのかというのは私も明確な答えはわかりません。

松永委員　　明確に出さないなら、ここも明確に出せないのではないですか。

事務局　　県の方は、明確に出します。

松永委員　　ここでは、許可か不許可かどちらかの判断をするということですか？

事務局　　そうです。

議　長　　少なくとも、こういう問題が出てきましたので、農業委員会としての同意に基づいた形で一応結論を出すということにしたいと思います。

松永委員　　もうひとついいですか

議　長　　はい。どうぞ。

松永委員　　賃貸借の場合は、農地法でお互い通知をしない場合については、期間の定めのないものに変わるということでもひとつあります。
　それと同じように、これもお互いの話し合いの中で、合意解約は通知をしない場合は、そのまま永久的に小作でしていいということに期限の定めのないものにかわるということでしょう？
　この小作制度は何十年と決まっていませんでしたか？そして、それから利用権設定をやりますよとかという通知がなければ、期間の定めのないものに変わっていくと私は思っていますので、これはお互いが合意解約しないということになれば、当然ずっと耕作していいのではないかと思っておりますが、とりあえず申請人の事情もわかるので、お金が必要なことはわかりますが、一方的に解約して、土地を全部返してくれというのはあまりにも一方的ではないかと。
　弁護士が入ることによって、裁判とかになるのですか？

議　長　　事務局、そこまで話をしていますか？

事務局　　まず、農地法による賃貸借契約、それを期限が来てから何もしなければ、定めのないものになるというのはそのとおりでございます。
お互いそうなってくれれば、お互い合意解約がなければ賃貸借が続くということになるかと思います。
２点目として、合意解約ができなければそのまま継続して耕作できるのかというのは、今回の残存小作についても、もし不許可になった場合合意解約もできないということになれば、井手さんが耕作をしていくような形になります。
３点目が、裁判になるかという話ですが、裁判になる前に今回県知事が許認可権をもっていますので、何日以内に不服申し立てを県に出すことができますので、そういったところをまずいったん通って、最終的には裁判という形になるかと思います。

松永委員　　はい。

議　長　　松永委員どうぞ

松永委員　　いろいろなった場合は、我々が責任を取るのですか？

議　長　　議事録は当然総会のですから、出ると思いますが、いろいろな問題があれば黒塗りで出すということで処理をしたいと思います。個人的な部分での意見を出ないような状況での出し方、仮に出すことになればそうしたいと思います。

松永委員　　そうしてください。

議　長　　農業委員会としてはそうしたいと思います。
はい。山口委員。

山口委員　　事情を聴けばいろいろあるでしょうけど、事情は別にして、大木町自体にはそういう慣習があって今までそうやってこられたということがひとつと、まだ永久小作という部分が残っていればこれを認めたら、おかしくなるんじゃないかというのがひとつと、農地を守っていくという中では、事情があるから宅地にするという分と、借りてる側はこれからもずっと作っていきたいという部分があるのであれば、そこをちゃんと考えながら答えを出せといわれればそういう風にしていかなければいけないかなと思います。

議　長　　はい。松本委員。

松本委員　　参考で申し上げます。今まで、こういう実例はありましたか？

議　長　　はい。事務局

事務局　　県内でも年１回あるかないかということですので、例が少ないものと思われます。

松本委員　　はっきりした実例があれば、これに倣って検討していくのも大切かと思います。
　私の担当地区でも、２～３年前永小作権の問題がありました。
　地主と小作権者と何回も話し合いをさせました。この時は小作権者が自分が高齢になったからやめたいということで、慣例に伴って土地はいらないのでお金をくださいと、離作補償を求めたわけです。それで大概もめましたが、結果的には解決をしています。以上です。

議　長　　他にありませんか？
　時間が長くなりましたので、ここで休憩をしたいと思います。

議　長　　再開したいと思います、
　他にご意見ありませんか？
　農業委員会としての方向性を出さざるをえないということですから、それに対して、こういうことに関してはきちんと結論をつけた理由をつけて、議決をするということでないとなかなか難しいと思いますが、どうでしょうか？

各委員　　（　異議なし　）

議　長　　どういうふうな、意見にするか。皆さんと話しながら決めていきたいと思います。

松永委員　　賛成か反対かでしょう？賛成する人、反対する人で手を挙げればいいのでは？

議　長　　それでは、とりまとめをしたいと思います。
　意見も出尽くしたようですので、質疑を終わります。採決いたします。
　小作人が耕作せずに、すべて地権者へ返すべきと思う方は挙手をお願いします。

各委員　　（　挙手　１名　）

　それでは、認めるという方が１名。認めないという人が多数でありますので議案第４号は不許可相当との意見と決定させていただきます。

事務局　　先ほど、いろいろな意見をいただきましたが、やはり合意解約をお願いしたいというのが１点、それと５：５といいますか、そういった慣習がありますので、それを含めて、合意解約をお願いしたいというのを付帯意見とさせていただきたいと思います。
　また、経済的な理由についても一定の理解もありますが、合意解約を進

めていただきたいというのが、皆さんの意見だと思います。

松永委員　永小作というのがどういうものか、残存小作というものがどういうことかというのを理解してもらいたい。

議　長　相手方にですね？

松永委員　永小作と残存小作とは、そういうものですよ。

議　長　法律上で認められている権限。

松永委員　合意解約をしなければ、ずっと耕作していいというものだと私は思っています。

事務局　わかりました。残存小作について、ご理解いただいて、相続した人が次も作っていくということをご理解いただきたいということも意見として入れるということでよろしいでしょうか。

各委員　（　異議なし　）

議　長　それでは、本案件が終了しましたので、井手副会長に入室いただきます。
ここで暫時休憩いたします。

（　入室の間暫時休憩　）

議　長　会議を再開いたします。井手副会長に報告いたします。
審議の結果、小作人が継続して、耕作されるべきだという結論にまとまりました。
それでは以上をもちまして、今月の農業委員会総会を閉会いたします。
ありがとうございました。

９．議案の賛否

１）農地法第 18 条第６項の規定による通知について（報告）

２）あっせん譲受希望申込みについて
整理番号１　　賛成 17 名　　反対０名

３）大木町農用地利用集積計画の決定について
整理番号１　　賛成 17 名　　反対０名
整理番号２　　賛成 17 名　　反対０名
整理番号３　　賛成 17 名　　反対０名

４）農地法第 18 条第１項の許可申請について
整理番号１　　許可１名　　不許可 15 名

１０．　閉会の日時　　令和５年４月１０日（月）午後３時１０分

議長はこの議事録を調整し、議事録署名人とともに署名する。

令和　５年　　月　　日

議　　長
（眞崎　萬次）

議事録署名人
（牟田口　美智子）

議事録署名人
（田中　稔男）